

(別添 3 )

令和 7 年度山陰海岸国立公園  
竹野集団施設地区防災点検業務  
特記仕様書

令和 7 年 12 月

環境省近畿地方環境事務所

# 第1章 総則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

[https://www.env.go.jp/nature/park/tech\\_standards/03.html](https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html)

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

## 第2条 対象範囲

本業務の対象は図1、2に示す範囲とする。

兵庫県豊岡市竹野 9箇所（車道5箇所、歩道2箇所、その他2箇所）

対象箇所は以下の1～3に該当するものを選定した。

- ① 第25条に示す貸与資料において健全度判定がCまたはDの道路土工構造物
- ② 転石等の被害報告のあった法面及び自然斜面
- ③ 巡視等により危険と判断された法面及び自然斜面

## 第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和8年3月19日（木）迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

## 第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ① 下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
  - 1. 技術士（建設部門：道路、または土質及び基礎、森林部門：森林土木、応用理学部門：地質）
  - 2. RCCM（道路部門、森林土木部門、地質部門、土質及び基礎部門）
  - 3. 土木学会認定土木技術者（資格分野：地盤・基礎）（特別上級、上級、1級）
- ② 下記の実績を有する者
  - 1. 入札説明書に定める実績を有する者。

## 第5条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となつてゐる「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が4億円未満かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## 第6条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
  - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
  - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したもの別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

## 第7条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は2回以上とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 報告書作成時

## 第8条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書1.12の2の定めのほか下記を記載する。

### 1) 安全管理

## 第9条 成果物の提出

1. 本業務の成果物は以下のとおりとする。
  - 1) 紙媒体：報告書 2部 (A4版 図面 A3 又は A4 版含む)
  - 2) 電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体 正・副 2 セット (CD-R 又は DVD-R)
  - 3) 提出先：近畿地方環境事務所自然環境整備課
2. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領」(以下、「要領」という)(国土交通省参照)に基づいて作成した電子データを指す。
3. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で 2 部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
4. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
5. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものと併せて納品のこと。
6. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 第10条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

## 第11条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書1.28の1に示すとおりとする。

## 第12条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。  
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
2. 前項の規定は、共通仕様書1.28の2に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第1項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

## 第13条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後15日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

## 第14条 個人情報の取扱について

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書1.31の8の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

## 第15条 旅費交通費について

本業務において打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。

なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。

ただし、現地条件等により率による計上によりがたい事象が生じた場合は、当初契約分も含めて率による計上の対象外とする。

## 第 16 条 保険加入

受注者は共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務棟共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています。

## 第 17 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、測量業務の実施にあつたては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）及び、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第2章 業務内容

### 第18条 業務の目的

本業務は、山陰海岸国立公園竹野集団施設地区の道路（車道及び歩道）等において、岩盤斜面や落石等の状況を調査、評価し、早急な対策が必要な箇所の抽出を行うことで、今後予定している法面対策工事のための基礎情報とし、災害の発生をできる限り防止するとともに被害を最小限に抑えることを目的とする。

### 第19条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものその他、調査職員の指示したものその他、次のとおりとする。

- ・防災カルテ作成・運用要領（道路保全技術センター、平成8年12月）
- ・道路防災点検の手引き（豪雨・豪雪等）（全国地質調査業協会連合会、令和4年3月改訂）

### 第20条 計画準備

受注者は、業務の実施にあたり、設計図及び道路台帳等をもとに現地調査を行い点検実施方法の計画を行うものとする。

### 第21条 現地調査

点検にあたっては、「道路防災点検の手引き〔豪雨・豪雪等〕」及び「防災カルテ作成・運用要領」に基づいて現地調査を行うこと。また、単に変状などについての進行状況を確認するだけではなく、技術的見地からみた安定度の判断を行い報告すること。

現地調査の結果、第2条に示す対象範囲の他に、法面の変状が見られるなど危険性が高い箇所があれば早急に調査職員へ連絡を行うこと。必要に応じて契約変更により当該箇所を点検対象範囲に追加する場合がある。

### 第22条 防災カルテ新規作成

「道路防災点検の手引き〔豪雨・豪雪等〕」及び「防災カルテ作成・運用要領」に基づいて点検を実施し、点検箇所のうち必要な箇所（5箇所程度を想定）について防災カルテを新規作成すること。

なお、点検の結果、応急的な対策を早急に実施する必要のある箇所については、即日のうちに調査職員へ連絡を行うこと。その場合は、助言等可能な範囲で協力を行うこと。

### 第23条 報告書の作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成するものとする。なお、対象箇所の調査及び評価結果に基づき、想定対策工及び概算工事費を示すこと。

## 第 24 条 点検技術者

- 1) 受注者は、点検の実務を行う「点検技術者」を定め、発注者に通知しなければならない。  
なお、点検技術者は、複数通知できるものとする。
- 2) 点検技術者は、地盤工学に関する専門の知識を有し、地盤調査に関する業務や構造物設計に関する業務を大卒にあたっては 5 年以上、短大、高専卒にあたっては 8 年以上、高卒にあたっては 11 年以上を経験した者であること。

## 第3章 その他

### 第25条 資料の貸与

次の図書を必要に応じて発注者が貸与することとし、初回打合せ時に貸与する。

- ・令和2年度 吉野熊野国立公園（吉野地区）、山陰海岸国立公園（竹野、浦富地区）及び琵琶湖水鳥・湿地センター等施設長寿命化計画策定業務 報告書（山陰海岸国立公園）

### 第26条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

### 第27条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

### 第28条 安全費

現道での作業に対し交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。

安全費は当初計上していないが、所轄警察署との打合せ結果等により保安要員等を配置する必要が生じた場合は、調査職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

### 第29条 疑義

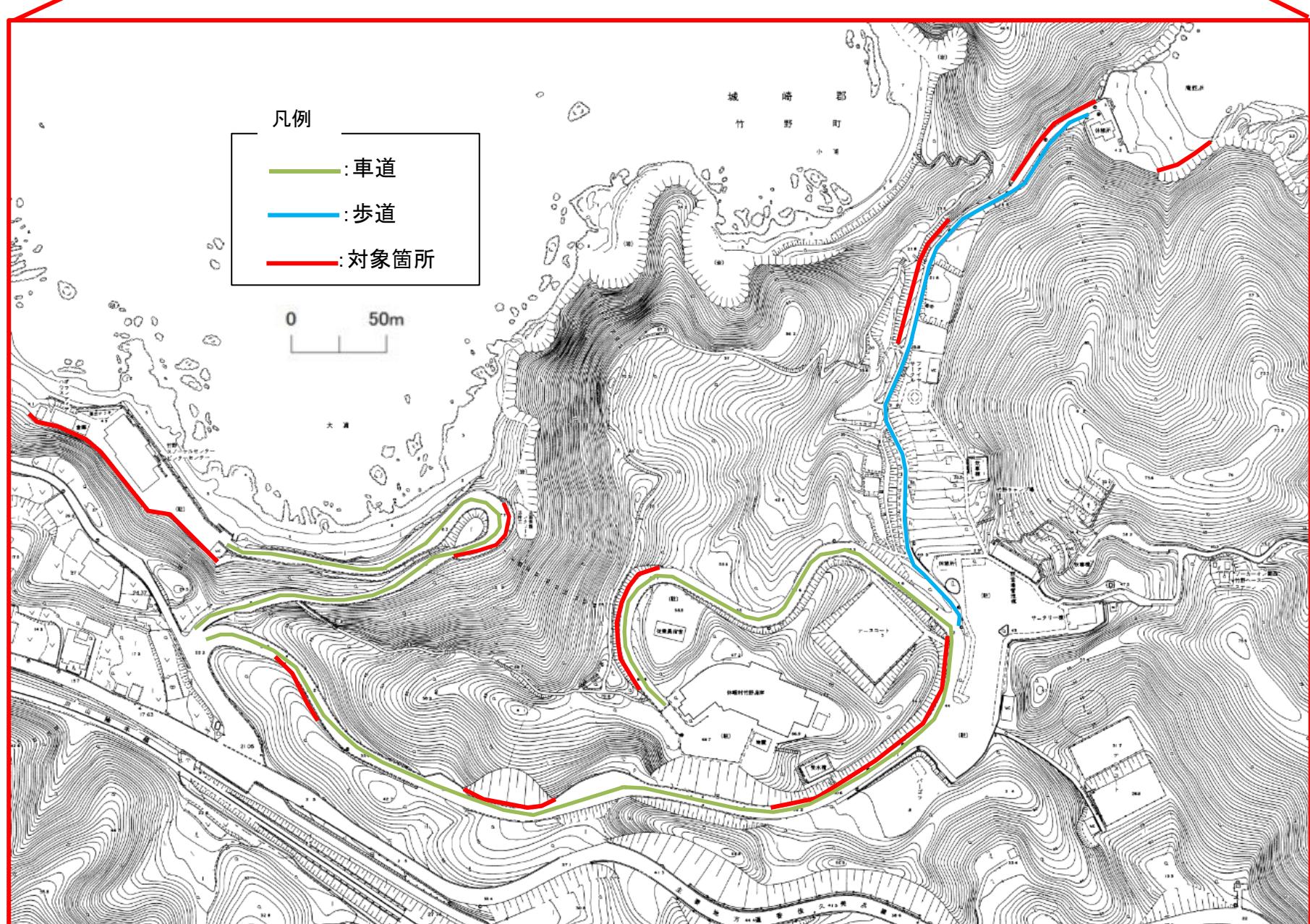
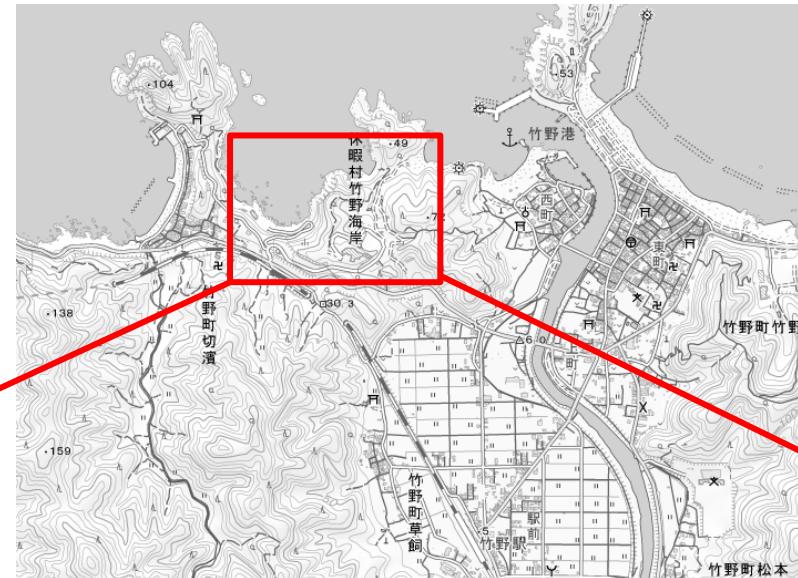
本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

### 第30条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

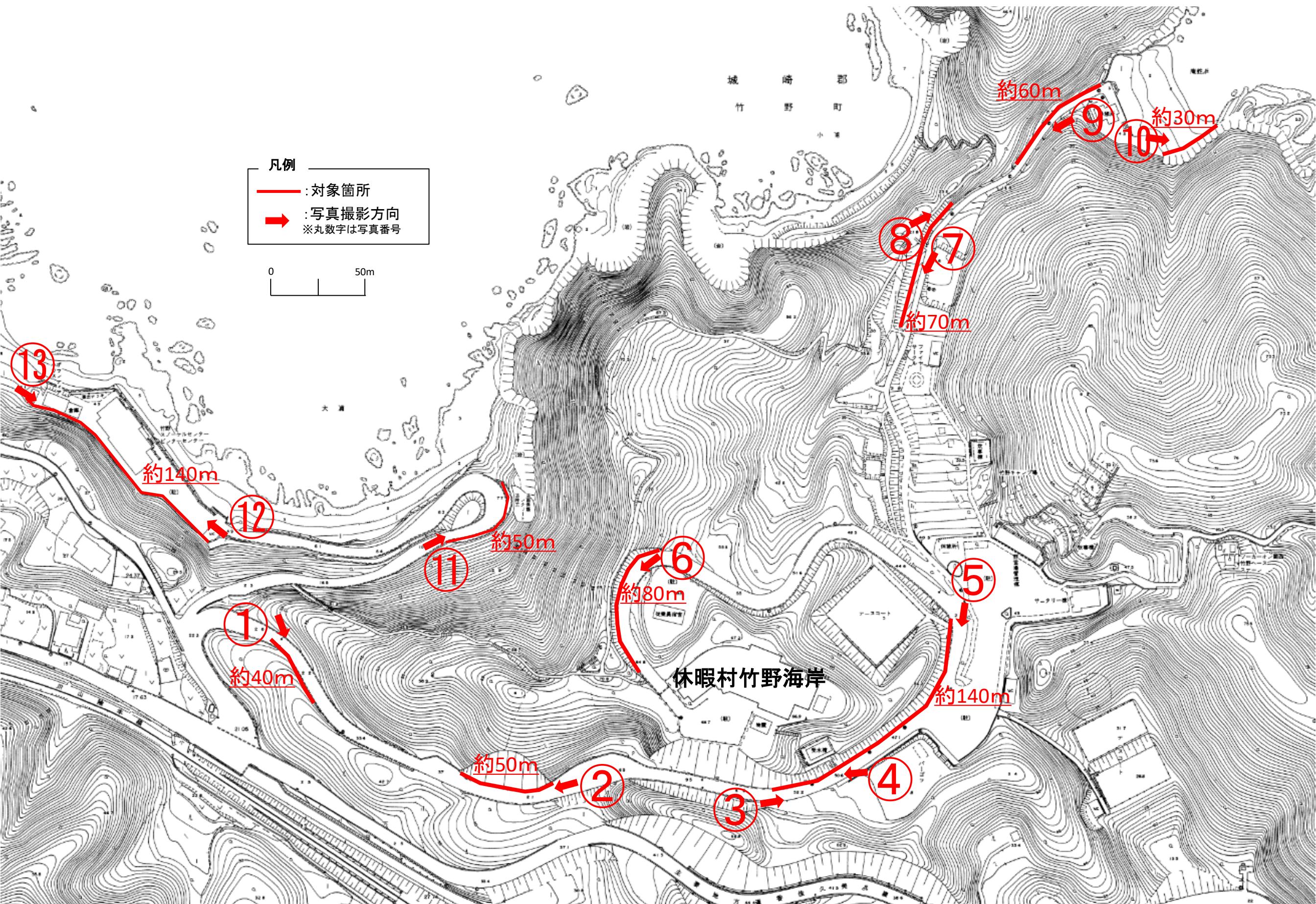
(図1)

## 防災点検対象箇所



## 防災点検対象箇所

## (図2)



# 写真

①



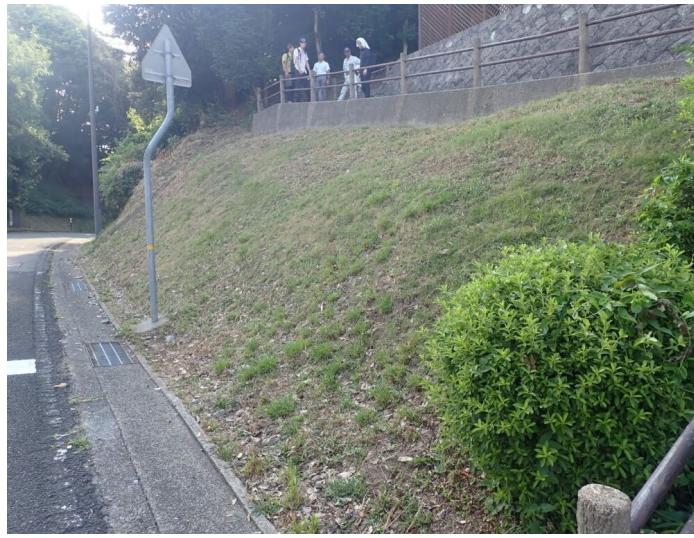
②



③



④



⑤



# 写真

⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬

